一般社団法人 日本動物看護職協会 会長 横田 淳子

動物看護師の法整備・国家資格創設に関する要請

拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は本協会の活動に温かいご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

現在、国内における犬や猫の飼育頭数は 15 歳未満人口より多く、約 1,900 万頭が飼育されています。近年では家庭で飼育される動物の位置づけも変化し、家族の一員として国民の生活に深く関わっています。

愛がん動物である犬、猫及び政令で定めるもの(インコ等の愛がん鳥)を主に診療する動物診療施設は、全国に 10,000 施設以上あり、その多くで獣医療補助専門職として動物看護師が従事しています。

国民とともに社会に生活する愛がん動物の適正飼養の普及・推進は、動物の飼育者のみならず、国民の保健衛生に深く関与しています。動物看護師はその向上に寄与する専門職として、また、獣医療におきましては獣医師とともにチーム獣医療の一翼を担っており、愛がん動物の健康及び安全を確保する動物看護の専門職として、法整備・国家資格化を要請いたします。ぜひとも、ご高配を賜りますようお願いいたします。

敬具

記

1 動物の愛護及び管理に関する法律の改正

動物の愛護及び管理に関する法律に動物看護師を明記すること。

2 新法「動物看護師法」(仮称)の制定

動物看護師の資質を向上することによって、愛がん動物の健康及び安全の確保を図り、 あわせて動物の愛護に寄与することを目的し、動物看護師は愛がん動物である犬、猫及び 政令で定めるもの(インコ等の愛がん鳥)に関する健康及び安全の確保を図るために必要 な看護業務を実施できるものとすること。

以上

一般社団法人 日本動物看護職協会 事務局 〒114-0015 東京都北区中里 1-15-4 情報館 3 階 TEL 03-5834-7758 FAX 03-5834-7759 e-mail jvna@jvna.or.jp